

関東地方整備局告示第 57 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 25 日

関東地方整備局長 渡辺和足

第 1 起業者の名称 神奈川県

第 2 事業の種類 県道藤沢座間厚木線道路新設工事（神奈川県厚木市大字関口字西河原地内から同県同市大字三田字前川原地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第 3 起業地

1 収用の部分 神奈川県厚木市大字関口字西河原及び大字三田字前川原地内

2 使用の部分 神奈川県厚木市大字関口字西河原及び大字三田字前川原地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県厚木市大字関口字台地内から同市大字三田字上川原地内までの延長 1,100 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道藤沢座間厚木線道路新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、県道藤沢座間厚木線道路新設工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号の都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事に伴う附帯工事は、資材置場及び工事用資材搬入路等として本体工事に欠くことのできない施設であることから、法第 3 条第 35 号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

都道府県道の管理は、道路法第 15 条の規定により、その路線の存する都道府県が行うものとされており、本件区間は神奈川県に存することから、起業者で

ある神奈川県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道藤沢座間厚木線（以下「本路線」という。）は、神奈川県藤沢市を起点とし、綾瀬市及び座間市を經由して厚木市に至る延長 19.4 km の路線で、湘南地区と県央地区を連絡する主要幹線道路である。

一方、相模原市から厚木市を經由し、平塚市に至る主要幹線道路である一般国道 129 号は、厚木市内の一級河川中津川を渡河する箇所が一般国道 246 号と重複しているため、自動車交通が集中し、特に朝夕の通勤時間帯において著しい交通渋滞が発生している状況である。

平成 11 年度道路交通センサスによると、神奈川県厚木市大字山際字上中原地内における一般国道 129 号の自動車交通量は 54,676 台 / 日であり、混雑度は 1.34 に達している状況にある。また、起業者が平成 16 年 2 月に行った調査によると、神奈川県厚木市大字金田字中屋敷地内の一般国道 129 号と一般国道 246 号が交差する金田交差点において同交差点から一般国道 129 号の相模原市方向に 1,600 m の渋滞長が確認されている。

また、本件事業は、多様な交流や連携を支える地域交流ネットワーク（交流幹線道路網）を形成し、都市間を広域的に連絡強化する事業でもあり、神奈川県が平成 9 年 3 月に策定した「かながわ新総合計画 21」及び平成 12 年 7 月に策定した「道路の整備に関するプログラム（平成 10 年度～平成 19 年度）」において、このような事業効果を発揮するものとして位置付けられている。

本件事業の完成により、一級河川中津川を渡河する 4 車線の道路が新設されるため、一般国道 129 号及び一般国道 246 号が重複する一級河川中津川の渡河部に集中する自動車交通を分散させることが可能となり、交通渋滞が緩和され、円滑な交通が確保されるとともに、都市間の交流連携の強化に資することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が大気質、騒音及び振動について任意で検討を行っているところ、環境基準等を満たすものとされている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度

存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、保護のため起業者が特別の措置を講じる必要がある動植物は見受けられないが、本件区間の周辺地域では、絶滅危惧類のコアジサシ、準絶滅危惧種のダイサギ等が確認されていることから、起業者はこれらの種の保護を目的として環境への影響を最小限に抑える施工方法をとる等の対策を講じているとともに、施工中にこれらの種が発見された場合は工事を一時中断し、適切な保全措置を行うものとしている。

また、本件区間内の土地には、保護のため起業者が特別の措置を講じる必要がある文化財等は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、一般国道 129 号及び一般国道 246 号が重複する一級河川中津川の渡河部に集中する自動車交通により発生している交通渋滞を緩和すること等を目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 4 種第 1 級の規格に基づき 4 車線の道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合しているものと認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 38 年 3 月 2 日に都市計画決定され、昭和 44 年 5 月 20 日、昭和 50 年 4 月 1 日及び昭和 61 年 2 月 25 日に変更決定された厚木都市計画道路 3・3・6 号座間荻野線と内容が基本的に整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、一般国道 129 号及び一般国道 246 号が重複する一級河川中津川の渡河部に集中する自動車交通により交通渋滞が発生してい

ることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線は、神奈川県が平成 12 年 7 月に策定した「神奈川県地域防災計画」において、地震災害時に緊急輸送を確保するため必要な道路である「緊急輸送路」として指定されており、そのうち本件区間は、緊急輸送の骨格をなす「第一次緊急輸送路」として指定されている。さらに、地元においては、「座間荻野線建設促進協議会」が設立され、本件事業の早期完成を求める要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の供覧場所 神奈川県厚木市役所